

⑥ 給与支払報告書（総括表）

摂津市長 宛
令和 年 月 日 提出（追加・訂正）

給与支払者の 個人番号 又は法人番号	摂津市役所 〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 電話(06)6383-1111・(072)638-0007 直通(06)6319-1990 内線2256~2259	総務部 市民税課	市民税係 市民税係	市民税係 市民税係
連絡者の 所属課係 及び氏名	職 (特別徴収・給与引)	在 職	特別徴収義務者 指 定 番 号	
電話番号	普通徴収	退 職	納 入 書	要
	その他 乙欄等	計		不 要

※この総括表を給与支払報告書(個人別明細書)につけて1月31日までに提出してください。前年中に給与の支払をした全ての従業員等(パート・アルバイト、役員等を含む。)について提出が必要です。

※再提出する場合は「追加」「訂正」のいずれかに○印をつけてください。

※普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する場合は、下表の普通徴収切替理由書に人数を記入してください。

普通徴収切替理由書

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人

※普通徴収に該当する個人別明細書の摘要欄に「普通徴収」を明記した上で、略号（a・b・c・d）を記載してください。

※総括表の普通徴収欄の人数と普通徴収切替理由書の合計人数が一致することを必ずご確認ください。
※この切替理由書の記入がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

令和6年度給与支払報告書の留意点

- 給与支払報告書(総括表)は、個人別明細書と併せて、令和6年1月31日までに提出してください。前年中に給与の支払をした全ての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について提出が必要です。期限内に提出がない場合、当初市・府民税の決定通知（5月）が遅れる場合があります。
- 令和6年1月1日現在で退職されている方は、退職日現在の住所地市町村にこの総括表を提出してください。
- 総括表に印字している給与支払者の所在地・名称について変更・訂正のある場合は、朱書きにて変更してください。また、名称を変更される場合は、フリガナも記入してください。
- 受給者氏名のフリガナ・生年月日・個人番号（扶養親族は氏名・フリガナ・個人番号）は、受給者本人に確認のうえ必ず記載してください。
- 普通徴収に該当する受給者は個人別明細書の摘要欄に「普通徴収」と明記し、普通徴収に該当する理由の略号(a・b・c・d)を下表の普通徴収切替理由書を参照の上、記載してください。
- 中途就職者の前職合算済の給与支払報告書については、摘要欄に前職分の支払先及び給与支払額等を記入してください。
- 私製納入書の使用により本年度から本市指定の納入書が不要のときは、納入書欄の「不要」に○印をつけてください。納入書が必要な場合は、「要」に○印をつけてください。変更する場合は朱書きにて変更してください。
- 法人の方は、法人番号を記入してください。
- 個人事業主の方は、個人番号を記入してください。下表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又はその写し)が必要です。
- eLTAXによる電子申告の受付も可能です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

給与支払報告書の提出について（摂津市）

平素は本市住民税の特別徴収事務につきまして、種々ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も給与支払報告書の提出についてご協力くださいますようお願いいたします。下表が総括表となっておりますので、キリトリ線で切り離し、給与支払報告書をご提出いただく際は必ず総括表を同封してください。

普通徴収対象者がいる場合は、普通徴収切替理由書に人数を記入してください。

普通徴収切替理由書の記入がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

◆事業主は、法人個人を問わず、特別徴収義務者として、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。(地方税法第321条の4)